

## 第72回清水七夕まつりキッチンカー出店募集要項

### 募集出店数（予定）

- （1）キッチンカー（飲食販売等）

清水銀座商店会エリア 15区画

※すべての募集について、出店者及び出店場所は実行委員会が決定します。

### 出店概要

[出店日時] 2026年7月2日（木）10：00～20：45  
2026年7月3日（金）10：00～20：45  
2026年7月4日（土）10：00～20：45  
2026年7月5日（日）10：00～19：45

[出店場所] 清水銀座商店会エリア  
1区画 車長（5M）×車幅（2M）以内  
※出店希望は1区画まで。

### 出店資格

- （1）出店者宣約書及び誓約書の内容を遵守し、清水七夕まつりの開催に協力できる者。
- （2）原則として、市内在住者、または、市内に本支社・営業所等を置く事業者または団体とする。  
ただし、清水七夕まつり実行委員会（以下、実行委員会）が認めた場合は、この限りでない。
- （3）政治的目的や特定の宗教、思想等のPRを目的としないこと。
- （4）反社会的勢力に所属する個人・団体でないこと。

### 出店条件

- （1）実行委員会の決定事項に従うこと。
- （2）出店説明会に必ず出席すること（代理出席可）。
- （3）決められた出店区画や設営・撤去時間、交通規制時間、規制区画侵入禁止を守ること。
- （4）静岡市火災予防条例及び関係法令、消防署の指導に則って防火対策を行うこと。
- （5）静岡県内のいずれかの保健所による飲食店営業許可(自動車)を受けていること。また、賠償補償額が1事故1億円以上となる生産物賠償責任保険に加入すること。
- （6）火気器具等を使用する出店者は、賠償補償額が1事故1億円以上となる施設賠償保険に加入すること。※調理に火を使わず電気のみを使用でも、電源がエンジン式(ガソリン使用)の場合は加入が必要となります。（バッテリー式電源を使用する場合は不要）

### 注意事項

- （1）販売商品は必ず価格表示すること。
- （2）区画の又貸しや名義貸しは禁止する。
- （3）出店申込書の内容と出店の実態が異なること。
- （4）ブース内及びその周辺で出たごみは、出店者でまとめて実行委員会で指定する場所に分別して出すこと。また、販売した飲食物の容器等を回収するためのゴミ箱を必ず用意すること。  
船、樽、廃油、油、それらの容器については、出店者又は、依頼した業者がその日のうちに持ち帰ること

## 出店料

1区画 55,000円(税込)

出店者説明会にご持参ください。

出店料は、開催中止等いかなる理由があっても返金はいたしません。

また、いかなる補償もいたしません。

## その他

- (1) この要項及び関係法令を遵守できない出店者は、発見した時点から出店できないものとする。
- (2) 飲食物を取り扱う出店者は、食材に関して保健所及び食品衛生法関係法令に則って管理すること。また、許可された品目以外の物を販売しないこと。
- (3) 会場を汚さないよう心がけること。特に油を使用する際は、予めシート(防災シート)を敷く等の対策を行うこと。また、汚した場合は、必ず清掃し、原状回復すること。
- (4) 排水に関しては、各自で準備・持ち帰ること。みだりに排水しないこと。
- (5) 火気器具等を使用するものは、必ず消火器を設置すること。使用する消火器は、「業務用消火器」で、設計標準使用期限内で法令に従って点検された良好なものを使用すること。
- (6) 出店要項でいう火気器具等とは
  - ①液体燃料を使うもので、ガソリンを使用する発電機や石油ストーブ等。
  - ②固体燃料を使うもので、炭を使用する木炭コンロ等が該当。
  - ③気体燃料を使うもので、LPガスを使用するコンロやカートリッジ式のこんろ等が該当。
  - ④電気を熱源とするもので、電子レンジやホットプレート等が該当。
  - ⑤火災の発生のおそれのある器具で、火消しつぼ等が該当。
- (7) 出店者は、出店場所使用に当たり、施設管理者又は第三者に損害を与えたときは、出店者の責任において、損害賠償を負うものとする。
- (8) 火気器具等の下には、必ず断熱性の不燃材(石こうボード等)を敷くこと。
- (9) LPガスの転倒防止策を講ずること。
- (10) 消防検査時間までに準備を完了すること。

## 申込期間

2026年5月1日(金)～5月8日(金) 必着

## 申込の流れ

- (1) 申込期限までに以下の申込書類を郵送もしくは持参にて提出すること。

〔提出書類〕

- ①出店申込書
- ②宣約書(代表者)
- ③誓約書(代表者)
- ④本人確認書類の写し(代表者)  
(官公署が発行した顔写真付、有効期限があり、最新の住所の記載がある本人確認書類)
- ⑤飲食店営業許可証(自動車)の写し
- ⑥自動車検査証記録事項の写し
- ⑦賠償責任保険証券の写し
- ⑧道路使用許可申請書2部

なお期限に定めのある書類は、申込時並びに開催期間中に有効なものに限ります。

※提出書類に基づき審査を行い、出店決定者には5月15日(金)までに事務局よりご連絡をいたします。

今回残念ながらご出店いただけない店舗様には、大変恐縮ですが通知をいたしませんのでご了承ください。また、落選理由等についての問い合わせには対応いたしかねますので併せてご了承ください。

※この時点では出店を許可したものではありません。出店者説明会后、出店許可証の交付を以って出店許可になります。

## (2) 出店説明会

2026年6月9日(火) 13:30～

静岡市役所清水庁舎 3階 ふれあいホール

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号

**\*必ず出席してください。欠席の場合、出店の申し込みは、無効となります。**

出店料をご持参ください。

〔提出書類〕

- ①誓約書別表(当日参加者全員分)
- ②当日参加者全員の本人確認書類の写し
- ③当日持ち込み機器届出書

## 【申込先】

清水七夕まつり実行委員会

事務局 静岡商工会議所清水事務所

〒424-0821

静岡市清水区相生町6-17 清水産業・情報プラザ4階

電話 054-353-3402 FAX 054-352-0405

## 『清水七夕まつり』 露店出店申込書

住 所 \_\_\_\_\_

店 舗 名 \_\_\_\_\_

店 主 名 \_\_\_\_\_ 年 齢 \_\_\_\_\_ 才

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

私は、出店者宣約書の内容を遵守し、第72回清水七夕まつり開催期間中にキッチンカーの出店を申し込みいたします。

1. 取扱品目 \_\_\_\_\_

(※具体的にご記入下さい)

(※飲食を扱う場合においては、保健所で許可を得ているものに限りです。)

火器の使用 有 ・ 無 (いずれかに○をつけてください。)

(※アーケード内では火器の使用はできません。)

車両サイズ：車長 M × 車幅 M

販売窓口： 車両の 右側 ・ 左側

2. 出店期間 令和8年7月2日（木）～7月5日（日）

各日 10：00～20：45（※7月5日(日)は19:45で終了）

3. 出店料 55,000円

※出店料については出店説明会にて徴収致します。

4. 出店説明会 **※参加必須**

事故防止徹底のため出店説明会を下記にて開催します。

説明会当日は、出店の際に必ず掲示していただく「出店者証」を交付します。

日時：6月9日（火） 13：30

会場：清水ふれあいホール（静岡市清水区旭町6番8号（清水区役所3階））

**※出店者説明会へ参加しない場合は出店できません。**

5. その他

別添誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴殿において必要と判断した場合に、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

# 出店者宣約書

令和 年 月 日

清水七夕まつり実行委員会 殿

〒  
(出店責任者) 住 所 :

事業所名 :

氏 名 : ⑩

電話番号 : F A X :

私は、「第72回清水七夕まつり」への出店にあたり、次の事項を順守し健全な営業に努めることを宣約します。またこの宣約に反した場合には、出店の取消しその他清水七夕まつり実行委員会が行う一切の措置について、異議は一切申し立てません。

1. 出店者または従事者は官報で公示された指定暴力団の構成員でないこと。
2. 市民および出店者間で紛争を起こさないこと。
3. 通路等で他店の迷惑となるような強引な呼び込み等をしないこと。
3. 市民に不安感または嫌悪感を与えるような服装、またそのような言動をとらないこと。
4. 法令に違反するものを販売しないこと。
5. 主催者が決定した出店場所で販売を行うこと。
6. 出店名義の又貸し等をしないこと。
7. 搬入・搬出時間、営業時間を順守すること。
8. 営業中は店舗にゴミ袋を設置し、店舗周辺を清潔に保つこと。
8. 営業が終わった後は、周囲の清掃等を行い、原状回復を確実に行うこと。
9. 販売に必要な営業許可等は、出店者の責任で必ず得ること。
10. 飲食物を販売する出店者は、賠償補償額が1事故1億円以上となる食中毒等への賠償責任保険に加入していること。
11. 火気器具等を使用する出店者は、賠償補償額が1事故1億円以上となる施設賠償保険に加入していること。
12. その他、実行委員会の指示に従うこと。

# 誓 約 書

私は、清水七夕まつりに出店するにあたり、「清水七夕まつり露店出店にかかる細則」に定められた条項を理解した上で、下記の事項について厳守することを誓約します。

(確認したら、下記「□」にチェックをお願いします。)

- 私又は従事予定者（使用人）は、下記のいずれかにも該当する者ではありません。
- ・暴力団
  - ・暴力団員
  - ・暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - ・暴力団員の配偶者
  - ・暴力団関係企業
  - ・暴力団と密接な関係を有する者
- 私は出店に関して自ら営業します。
- 私は、今回許可を受けて出店した露店又はキッチンカー等で得た利益を暴力団等の反社会的勢力に提供することはしません。
- 私は、暴力団等の反社会的勢力に挨拶料、ショバ代（場所代）などのみかじめ料の名目如何を問わず、金品などを渡すなど、暴力団等の反社会的勢力にとって利益となる行為をしません。
- 出店申し込み時や露店出店時には、実行委員会関係者や警察官から身分証等の提出、呈示要求に従います。
- 暴力団等の反社会的勢力との関係を調査するため、出店申込書や身分確認書が関係機関に提出されることに同意します。
- 事前に申請した者以外の者を従業員として使用するときは、速やかに当該使用人の住所、氏名、生年月日等を実行委員会に届け出します。
- 上記事実と反した場合は、直ちに店を撤去するとともに、出店の取り消しに伴う損害を生じても、一切、関係機関等にその損害賠償を要求しません。

以上について、私が違反した場合には、契約の解除その他貴殿が行う一切の措置について異議ありません。

清水七夕まつり実行委員会 殿

令和 年 月 日

ふりがな

申請者 氏 名

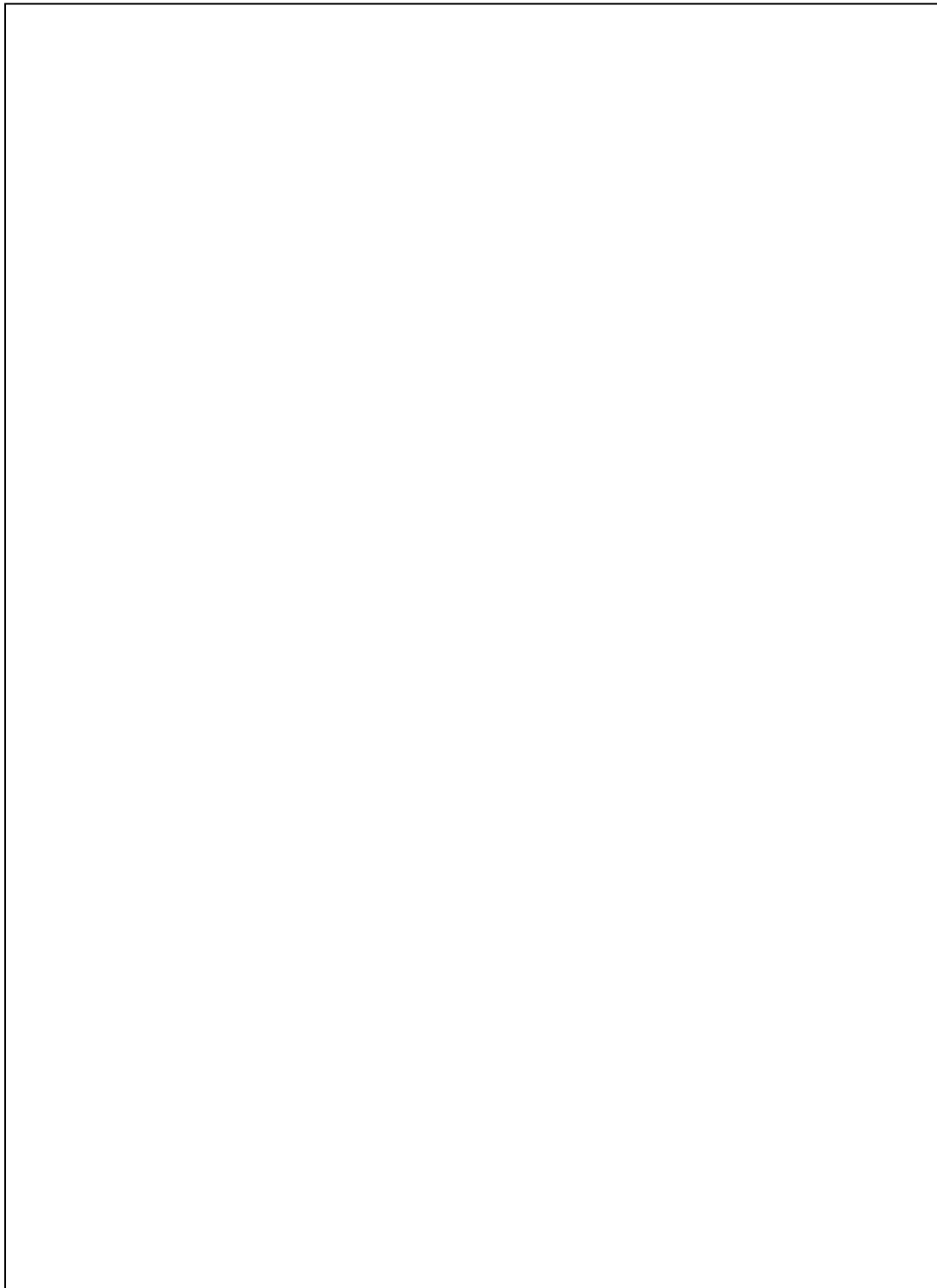
生年月日 年 月 日生

連絡先（携帯番号）

販売品目

清水七夕まつり実行委員会 殿

## 本人確認書



- ※ 顔写真付きの身分証<例；自動車運転免許証、パスポート、マイナンバー（おもて面のみ）>の写しを添付すること。
- ※ いずれの身分証もない場合は、顔写真を添付し、氏名、生年月日を記載すること。
- ※ 提出いただいた本人確認書（身分証明書等の写し）は、『静岡市暴力団排除条例』に基づき使用し、それ以外の用途には使用いたしません。

## 道路使用許可申請書

令和 年 月 日

清水警察署長殿

申請者 住所 静岡市清水区相生町6番17号  
氏名 清水七夕まつり実行委員会  
会長 久保田 博己

道路使用の目的 露店営業のため（祭典名 第72回清水七夕まつり ）

場所又は区間 静岡市清水区

期 間 令和8年7月2日10時 から 令和8年7月5日20時まで

方法又は形態 ・道路（歩道上）にキッチンカーを設置して露店営業を行う  
・販売品目（

添付書類 ・別紙 附近図

現場住所  
責任者氏名

電話

第 号

## 道路使用許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	<ol style="list-style-type: none"><li>指定された場所以外に出店しないこと。</li><li>交差点、曲がり角、消火栓、バス停留所、横断歩道付近には出店しないこと。</li><li>歩車道の区分のある道路には歩道上1m以内で歩道幅員の1/3を超えないこと。</li><li>道路を汚損しないこと。</li><li>出店中は許可証を見やすい場所に表示しておくこと。</li><li>規制時間以外は交通の支障にならない場所へ露店の資材を置くこと。</li></ol>
--------	---

令和 年 月 日

清水警察署長

- 備考1 申請人が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。  
2 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。  
3 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。  
4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版とする。

## 道路使用許可申請書

令和 年 月 日

清水警察署長殿

申請者 住所 静岡市清水区相生町6番17号  
氏名 清水七夕まつり実行委員会  
会長 久保田 博己

道路使用の目的	露店営業のため（祭典名 第72回清水七夕まつり）		
場所又は区間	静岡市清水区		
期 間	令和8年7月2日10時 から 令和8年7月5日20時まで		
方法又は形態	・道路（歩道上）にキッチンカーを設置して露店営業を行う ・販売品目（		
添付書類	・別紙 附近図		
現 場 責 任 者	住所		
	氏名	電話	

第 号

## 道路使用許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	<ol style="list-style-type: none"><li>指定された場所以外に出店しないこと。</li><li>交差点、曲がり角、消火栓、バス停留所、横断歩道付近には出店しないこと。</li><li>歩車道の区分のある道路には歩道上1m以内で歩道幅員の1/3を超えないこと。</li><li>道路を汚損しないこと。</li><li>出店中は許可証を見やすい場所に表示しておくこと。</li><li>規制時間以外は交通の支障にならない場所へ露店の資材を置くこと。</li></ol>
-----	---

令和 年 月 日

清水警察署長

- 備考1 申請人が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。  
2 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。  
3 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。  
4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版とする。